

記者発表資料

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

『第3回 西川利用対策会議』



排水樋門の前面を塞ぐ係留船舶

～西川の適正な利活用を求めて！～

平成21年11月4日
国土交通省
遠賀川河川事務所

今年5月より開催しております「西川利用対策会議」も今回で第3回目を迎えます。前回（第2回）は、全国のプレジャーボート対策の実態等の情報をもとに西川利用対策会議を進めてまいりましたが、今回（第3回）は、**9月下旬から10月中旬にかけて実施**しました遠賀川下流域（西川を含む）における不法係留船実態調査の結果の報告、**不法係留船に対する警告等の実施・廃船に対する対応（特に西川高水敷（陸上）にある廃船の扱い）**を議論する予定です。

また、今回は**北九州市より脇田フィッシャリーナ**についてご説明して頂く予定です。

つきましては、報道関係の方々に遠賀川下流域の実態をお伝えするとともに、西川利用対策会議の検討状況を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成21年11月13日（金） 16:30～18:30
2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊 10-7-1）
3. 議題
 1. 遠賀川下流域（西川を含む）における不法係留船等の実態
 2. 不法係留船に対する警告等の実施について
 3. 廃船に対する対応（西川の陸上にある廃船）
 4. 北九州市における脇田フィッシャリーナについて
 5. その他
4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：江口、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）
093-201-1675（河口堰管理支所）

～西川利用対策会議とは～

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、バブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内特に西川において、多数の船舶（Ｈ２０現在：６３０隻）が係留されるようになりました。この為、周辺地域の住民に対する騒音やゴミなどの被害が大きな問題となっています。

また、河川に係留された船舶は、台風や大雨高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、護岸等を破損する原因ともなるなど、大きな災害をもたらす可能性が高いことから、河川管理上も大きな問題となっています。

このため、国土交通省遠賀川河川事務所では、遠賀川水系（特に西川）を今後、係留船重点撤去区域に指定するなどにより秩序のある安全な河川空間にしていくことを目標としています。重点撤去区域に指定された水域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するために、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。

その第一歩として、地域の住民が、安全で快適に川を利用することができるようにする為、様々な議論を行い、よりよい西川のあり方を模索・検討していくための、国、自治体（芦屋町・遠賀町）、地域住民、漁協、船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を実施しております。

－開催経緯－

第１回 平成 21 年 5 月 27 日（経緯・概要、河川管理上の問題点）

第２回 平成 21 年 8 月 26 日（全国のＰＢの概要・先進地の事例紹介）

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所
TEL 0949－22－1830

占用調整課 課長 江口（内線 341）
係長 松村（内線 342）

遠賀川下流域における不法係留船・放置艇等 の実態調査結果

○調査実施の概要

(1) 不法係留・放置の実態調査

・係留状況を把握するために係留船舶数と工作物の確認を実施

平成21年9月28日(月)～30日(水)に実施

(天気＝曇り・雨、微風)

(2) 利用の実態調査

・朝何時頃から利用しているのか、どこに駐車しているかを確認

平成21年10月11日(日)に実施

(天気＝晴れ、微風、気温24℃ 小潮)

(1)-1 遠賀川下流域における 不法係留・放置の船舶数

国管理河川

西川 (JR鉄橋まで)	右岸	345隻
	左岸	289隻
	計	634隻
本川等(汐入川を含む)		142隻
その他地域 (陸上等における放置等)注		39隻
合計		815隻

県管理河川

吉原川	4隻
戸切川	7隻
江川	54隻
合計	65隻

総計

880隻

注)河川区域外における陸上放置は、河川法違反による不法係留ではないが、船舶が無造作に放置してあることから実態調査結果に含めた。



遠賀川下流域における不法係留・放置の内訳

端数調整(四捨五入)で100%にはならない

		総数	検査済	その他			
				検査切れ	不明	沈船	廃船
国	西川 (JR鉄橋まで)	634隻	512	62	26	2	32
	本川等	142隻	88	7	12	0	35
	その他地域	39隻	14	1	2	0	22
県	吉原川	4隻	2	0	1	0	2
	戸切川	7隻	6	1	0	0	0
	江川	54隻	43	5	14	0	6
総計		880隻 (100%)	665隻 (76%)	76隻 (9%)	55隻 (6%)	2隻 (0.02%)	97隻 (11%)

検査済とは、
小型船舶検査機構による検査期間が有効な船舶

検査切れとは、
小型船舶検査機構による定期検査が実施されていないと思われる船舶

約2～3割の船舶が通常利用されていない船舶と思われる



検査番号が不明な船舶の例
(カバーがあり番号が確認できない)



検査番号が不明な船舶の例
(番号が消され確認できない)

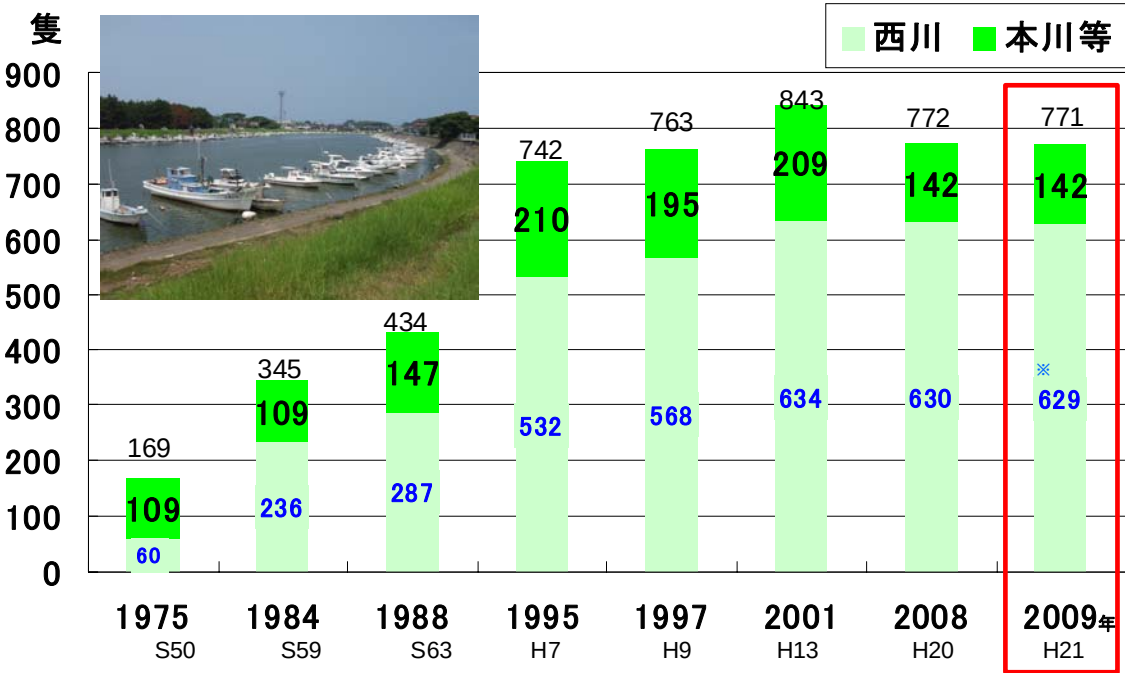


沈船している船舶例



廃船としている船舶例

遠賀川下流部（国管理）係留船舶数 推移

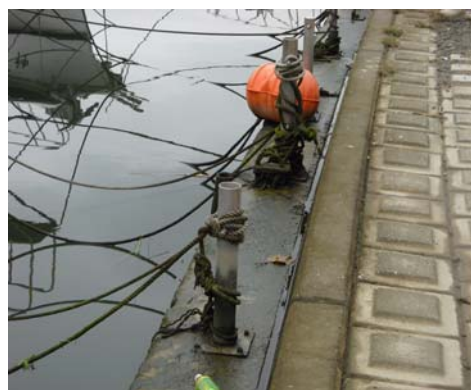


※2009年の西川の数を経年変化との比較ができるように
JR鉄橋周辺の不法係留船を除いた数

(1)-2 遠賀川下流域(国管理区間)における工作物

単位)基

	係船柱	係船環	栈橋	その他
西川	894	790	0	36 (階段・船台類)
本川など	0	0	18	49 (物置・船台類)
計	894	790	18	85



係船柱
船をつなぐための柱 (50cm
80cmが多い)



係船環
環になった金
具で船をつな
ぐ



栈橋
本川周辺



栈橋
汐入川周辺



その他（階段）

**鉄製やブロック製の階段が
設置されている**

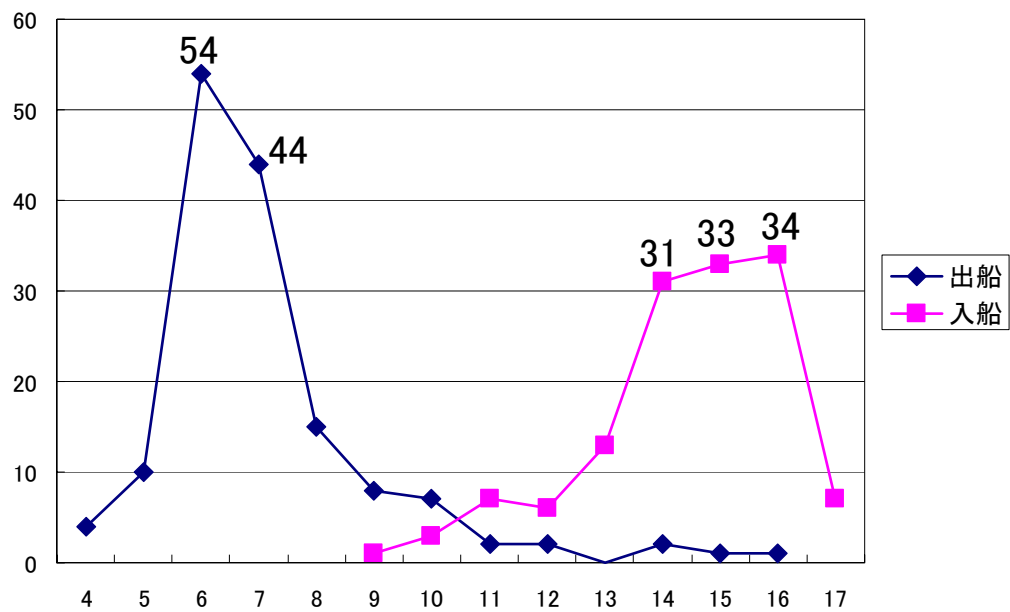


その他（物置）

漁具などが収納されている



西川の通航状況(10/11・朝4時～夕6時 晴れ 微風)



出船は、6時～8時がピーク 入船は、14時～17時がピーク

出・入船のスピード（平均約16km/h 最高約31km/h）

	サンプル数	平均		最大値	
		時速	ノット	時速	ノット
出船	10	12.9km/h	6.9kt	21.3km/h	11.5kt
入船	46	18.4km/h	10.0kt	30.7km/h	16.6kt
全体	56	15.7km/h	8.5kt	－	－

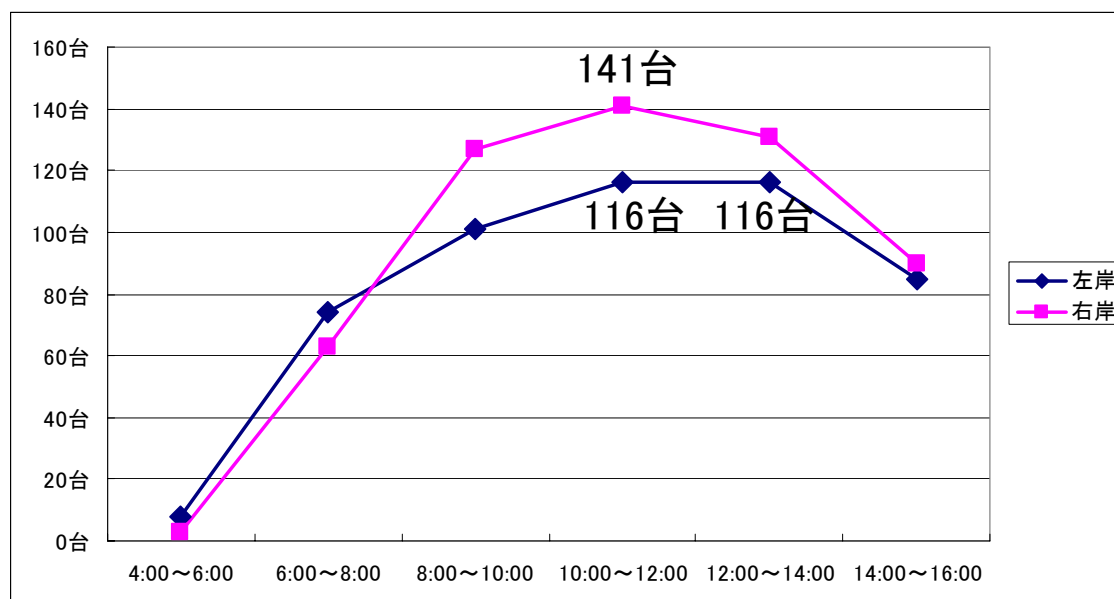


出船より入船の方が速度を上げる傾向がある



航走波によって係留船舶が大きく揺れる

西川周辺の駐車状況 (最大ピーク時 路上駐車など257台)



○不法係留に対する警告等の実施について

今回、実態調査に合わせ、河川区域内に無断で係留することは不法であることを警告するチラシを掲示した。



チラシ(警告文)の内容

(おもて)

船舶を係留されている皆様へ

**河川区域内（護岸等）に無断で
工作物を設置し船舶を係留する
ことは、河川法の規定に違反して
いますので撤去・移動をお願いし
ます。**

国土交通省 遠賀川河川事務所

(河川管理者)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘 1 丁目 1-1

電話 0949-22-1830 (代)

ファクシミリ 0949-23-3487

メールアドレス onga@qsr.mlit.go.jp

平成 21 年 9 月

(うら)

『西川利用対策会議』について ～秩序ある水面利用を検討～

現在、河川管理者である遠賀川河川事務所では、河川水面に係留船重点撤去区域に指定することを目指しています。

そのため、本年5月より安全で快適に川を利用するため、国・自治体(芦屋町・遠賀町)・地域住民・漁協・船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を設置しその議論を進めております。

この西川利用対策会議の議論を活性化させるため、**河川に係留されている方々のご意見を募集いたします。**ご面倒ですが文章(手紙・ファクシミリ・メール)にて“占用調整課宛”にお知らせいただければ幸いです。(書式は自由です)

(西川利用対策会議 事務局)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘 1 丁目 1-1

電話 0949-22-1830 (代)

ファクシミリ 0949-23-3487

メールアドレス onga@qsr.mlit.go.jp

平成 21 年 9 月

チラシ(警告文)掲示に対する反応について

意見の 表明方法	件数	質問・意見内容
来所	1件	1.何時から強制的に撤去するのか 2.河川内の暫定係留は認めないのか (地元と共存共栄を図っていきたい) 3.脇田フィッシャリーナは、何時着工するか 4.西川利用対策会議の内容について 5.今まで放置した国の責任に対する意見
電話	4件	
ファクシミリ メール	2件	
調査中にお ける口頭	4件	
計	11件	

平成21年10月末までの意見

4. 廃船に対する対応

～西川の河川区域内の陸上にある船舶の扱い～

西川の河川区域内の陸上にある船舶数

場所	全体 (19隻)	新西川橋 ～祇園橋	島津橋 ～新西川橋	島津橋より 上流
右岸	10隻 (うち、検査済み2隻)	5隻 (うち、検査済み0隻)	5隻 (うち、検査済み2隻)	0隻 (うち、検査済み0隻)
左岸	9隻 (うち、検査済み1隻)	3隻 (うち、検査済み0隻)	4隻 (うち、検査済み1隻)	2隻 (うち、検査済み0隻)



廃船となっているもの



検査済のもの(船台等の上にある)

左岸



右岸

